

福井県丹南広域組合監査基準

令和 2 年 3 月 24 日

丹南監訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 8 条の 3 第 1 項に規定に基づき、本基準を定めるものとする。

(監査基準)

第 2 条 監査基準は、管理者が属する市の監査基準を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。